

中川下流だより



国土交通省関東地方整備局
江戸川河川事務所
中川下流出張所発行
東京都葛飾区高砂1-3-15
電話(03)3694-2757
2008年6月2日【第2号】

5月の連休明けより除草を実施しています！

除草工事のお知らせ

ご通行の皆様には大変ご迷惑をお掛けしております。下記にて堤防の除草を行いますので工事期間中ご協力をお願い致します。

除草工事予定

1回目除草	5月上旬~6月上旬
2回目除草	6月中旬~7月上旬
集草	6月下旬~7月中旬
3回目除草	7月中旬~8月下旬
4回目除草	9月下旬~11月中旬
集草	10月上旬~11月下旬

発注者 国土交通省関東地方整備局
江戸川河川事務所 中川下流出張所
電話 03-3694-2757

施工者 株式会社 東洋エンタープライズ
現場代理人 鈴木 敏 電話 048-752-9021

河川整備の工事を行っています
ご協力をお願いします

**堤防維持管理のため
除草をしています**

平成 21年 3月 31日まで

H20中川下流河川維持工事

発注者 国土交通省関東地方整備局
江戸川河川事務所 中川下流出張所
電話 03-3694-2757

施工者 株式会社 東洋エンタープライズ
現場代理人 鈴木 敏 電話 048-752-9021

堤防の除草を5月上旬から行っています。除草と集草の時期は左の看板の通りです。現地(地図参照)に9箇所設置してありますので参考にして下さい。なお、雨等で作業が遅れる場合があります。ご迷惑をおかけしますがご協力をお願い致します。



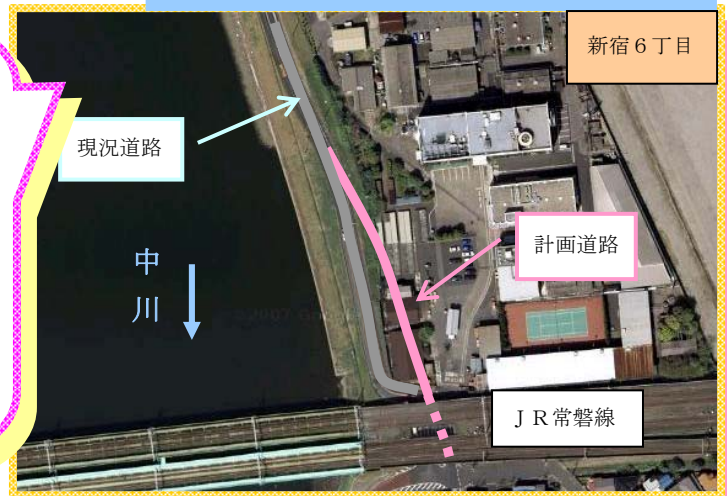
右岸常磐線上流作業状況

葛飾区新宿六丁目の堤防道路を改修

JR常磐線下を通るクランク道路が平成21年3月までに、直線化されます。

葛飾区は、事故が多発して住民にとって長年の懸案であった新宿6丁目の道路を写真の通り直線化します。見通しが良くなり、事故がなくなることが期待されます。

なお10月末までは、中川が出水期(6月~10月)のため休工していますが、11月から本格的に工事を開始するそうです。



5月の河川法申請受付件数

河川法の条項等	H20年5月	H20年5月迄	H19年度
第24・26条	1件	3件	62件
第55条	4件	7件	31件
一時使用	0件	2件	30件
その他	0件	0件	4件

河川法第24条	土地の占用許可
河川法第26条	工作物の新築などの許可
河川法第55条	河川保全区域での行為の制限
一時使用	河川の一部を一時使用

☆堤防の近くで盛土や掘削を行う場合には、河川法の手続きが必要となる場合がありますので、出張所に確認をお願いします。

緊急災害対策等派遣隊 (TEC-FORCE) が発足

江戸川河川事務所所員9名が任命されました。

6月2日に派遣隊員に職務命令書が交付されました。これらの人は災害発生時に現地等に派遣され緊急調査活動や緊急応急対策を実施します。

※TEC-FORCEは、地球温暖化等による災害リスクの増大に対し人員・資機材の派遣体制の充実を図り、危機管理体制を強化するために国土交通省で創設したものです。



八潮市二丁目地先の河岸崩落箇所を補修しました

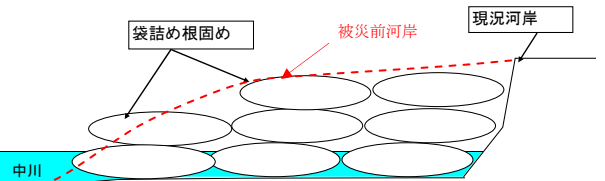


施工前



施工後

昨年9月の台風9号の出水により壊れた河岸を出水期（6月～10月）に備え補修しました。今回は壊れた箇所が拡大するのを防ぐ目的で、袋詰め根固めを積み上げています（袋詰め根固めには、コンクリートがらを利用しました。今後も補修工事等でコンクリートがらの再生に努めていきます）。



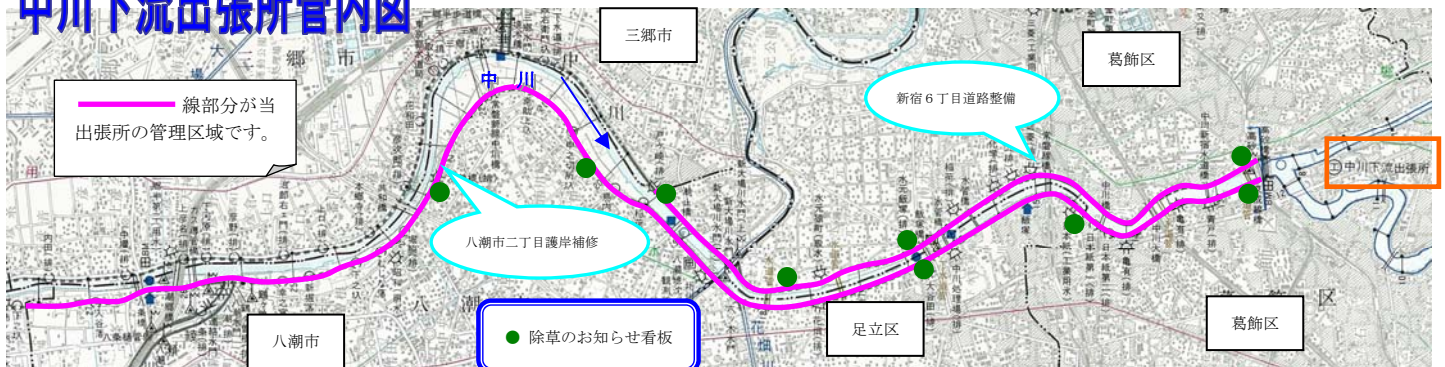
出水期に向けて堤防、橋梁、樋管などを点検しました

中川下流出張所では出水期（6月～10月）に備え、橋梁や樋管などの占用施設が適正に管理されているかの検査を5月19、21、23日の3日間実施しました。

当日は樋管ゲートの開閉や管理状況を確認し、不都合箇所を占用者に指摘しました。占用者の皆様早期の改善をお願い致します。



中川下流出張所管内図



あとがき

出水期（6月～10月）前の点検は全国で実施しています。また、5月は水防の重要性を知ってもらうため各地で水防演習等が開催されています。関東地方でも第57回利根川水系連合水防演習が5月17日千葉県栄町で開催され、本番さながらの緊張感で実施されました。



ゴミは持ち帰りましょう!



中川下流出張所 6月～7月の予定

番号	参加	月 日	曜日	予 定
1		6月 4日	(水)	合同巡視 (AM)
2		6月 10日	(火)	拡大幹部会
3		6月 24日	(火)	工事安全協議会
4		7月 8日	(火)	拡大幹部会
5		7月中旬		ホームレス調査